2020年度実施「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試特別措置等」調査(2021年度入学者選抜)

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名		山形県			
高校入試 担当部署名		山形県教育庁高校教育課			
TEL		023-630-3067 FAX 023-630-2774			
URL		http://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kyoiku/			

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	内海 由美子	- (所属:	山形大学	
	1.77年 田久 .	(1)11121.		

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について			Ⅱ定時制高校について				
A.外国	人生徒	B.中国帰	国生徒等	C.外国	人生徒	D.中国帰	国生徒等
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
Δ	×	Δ	×	Δ	×	Δ	×

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ				
1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ	山形こども日本語サポートネット 090-6229-9139			
2.多言語による関連情報	(公財)山形県国際交流協会https://www.airyamagata.org/ 山形市国際交流協会http://www.yifa.jp/			
3.その他				

2020年度実施「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試特別措置等」調査(2021年度入学者選抜)

I 全日制高校について				
		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等	
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		把握せず	把握せず	
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる 入試特別措置 の有無		Δ	Δ	
2-1が有(○印)の	の場合その名称			
2-2.滞日年数制[限			
2-3.措置の内容		個別に判断している。	個別に判断している。	
3-1.2021年度の. は中国帰国生徒 無	入試において、外国人生徒もしく 等を対象とした 特別入学枠 の有	×	×	
3-1が有(〇印)の	の場合その名称			
3-2.滞日年数制[限			
3-3.入学枠のある	る学校数/全学校数			
3-4.学校名				
0 5 4 4	①定員内(枠内)			
3-5.定員	②定員外(枠外)			
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)				
3-7.試験内容				
備考				

2020年度実施「外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試特別措置等」調査(2021年度入学者選抜)

Ⅱ定時制高校について					
	C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等			
ついて、 国帰国生徒等の在籍の有無	把握せず	把握せず			
一般入試において、 には中国帰国生徒等が 特別措置 の有無	Δ	Δ			
の場合その名称					
限					
	個別に判断している。	個別に判断している。			
入試において、外国人生徒もしく 等を対象とした 特別入学枠 の有	×	×			
力場合その名称					
限					
る学校数/全学校数					
①定員内(枠内)					
②定員外(枠外)					
員数は明確となっており、かつそ 認めているか 合格を出さない内規等があるか)					
	国帰国生徒等の在籍の有無 一般入試において、は中国帰国生徒等が 特別措置の有無 の場合その名称 及 、試において、外国人生徒もしく 等を対象とした特別入学枠の有 の場合その名称 及 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、				

Ⅲ高校入学後の状況				
1.日本語指導が必要な生徒に対して、 入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	無			
2.有の場合、その施策の内容				
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	把握なし			
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	把握なし			

IV日本国内にある外国人学校からの入学について				
	↓記入欄	備考		
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業者について、一般の受験(受 検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	Δ	個別に判断している。		
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業者には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)				
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業者について、一般の受験(受検)資格とは別に高校受験(受検)者資格を認めているか否か	Δ	個別に判断している。		
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業者には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受検)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)				
3.上記の I II 特別措置と入学枠での滞日年数制限について、 日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在住期間に含むか否か				
4外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受検)希望 があったか	×			